

指定管理者の指定について（第31号議案）

1. 選定の考え方

品川区立障害児者総合支援施設については、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3 (1)の但書及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」2 ①・②・⑤に基づき、公募方式によらず選定委員会に諮り、指定管理者候補者として選定した。

2. 選考方法および経過

(1) 指定管理者候補者選定委員会の構成

- ① 福祉部長(委員長)
- ② 福祉部福祉計画課長
- ③ 福祉部高齢者福祉課長
- ④ 福祉部障害者福祉課長
- ⑤ 福祉部障害者施策推進担当課長
- ⑥ 企画部企画調整課長
- ⑦ 企画部施設整備課長
- ⑧ 子ども未来部保育課長
- ⑨ 品川区保健所品川保健センター所長

(2) 選考基準および厚生委員会報告(運営事業者の選定)資料

- | | |
|-------------------------|-----|
| ①品川区指定管理者制度活用に係る基本方針(抄) | 別紙1 |
| ②品川区指定管理者制度活用に係る指針(抄) | 別紙1 |
| ③福祉部公の施設の指定管理者候補者選定基準 | 別紙2 |

(3) 指定管理者候補者選定委員会の開催経過

選定委員会開催(平成31年1月23日開催)

選定候補者の概要および事業計画書等の内容を説明し、選考基準に基づく審査および評価を行い、指定管理者としての適格性を審議し、指定管理者候補者を選定した。

(裏面に続く)

3. 選定結果

(1) 施設名称および指定管理者候補者

品川区立障害児者総合支援施設

社会福祉法人ゆうゆう

社会福祉法人グロー

社会福祉法人愛成会

別紙3のとおり

(2) 施設概要および指定期間

平成31年10月1日～平成34年9月30日

(3) 選定理由

選定候補者とした各社会福祉法人は、利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上を図っているほか、サービスを安定して提供する物的・人的能力等を有しているものと認められる。

各指定管理者候補者の選定理由は、別紙3のとおり。

品川区指定管理者制度活用に係る基本方針（抄）

平成 17 年 7 月 29 日決定

平成 19 年 3 月 23 日決定

3 指定管理者の選定

(1)選定方法

指定管理者候補者の選定にあたっては、公募プロポーザル方式など複数の事業者から提案をうけることを基本とする。ただし、施設の設置目的や事業内容などに特別の理由がある場合には、特定の事業者を選定することができるものとする。

品川区指定管理者制度活用に係る指針（抄）

2 公募をせずに指定管理者候補者を選定する場合について

基本方針 3 の(1)但し書にある「施設の設置目的や事業内容などに特別の理由がある場合」とは、次に掲げる場合とする。

- ① 現指定管理者の実績等を評価し、引き続き指定管理者として指定することが合理的と認められる場合
- ② 高齢者福祉施設や保育施設のように、運営者に連続性が要求される場合
- ③ 緊急に指定管理者を指定する必要がある場合
 - ・指定管理者として選定した団体等が欠格事由に相当した場合
 - ・指定管理者として選定した団体等と協定が締結できない場合
- ④ 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合
- ⑤ 施設の性格、規模及び機能により公募することが適当でないと認められる場合

福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準

◎通所系サービス施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。
(2) 利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。
(3) 利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

◎入所系サービス施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 利用者の入所にあたって品川区との連携が確保されているか。
(2) 利用者の個別性(心身状況等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。
(3) 年間を通じたプログラムの充実、食事内容を含む食事提供体制の改善、利用者の金銭の適正な管理、医療機関との連携等、サービスの向上に向けた努力がされているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、重度化予防(特養)や自立支援(知的障害者入所施設)等の新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 家族(保護者)会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

◎住宅施設

1. 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
(1) 入居にあたって品川区との連携が確保されているか。
(2) 入居者の個別の相談や急病等に適切に対応できる人的体制が確保されているか。
(3) 入居者が孤立しないよう地域のイベントへの案内や福祉サービスの情報提供などの努力がされているか。
2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。
(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。
3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
(1) 施設の管理運営を安定的に行える経営基盤を有しているか。
(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。
(3) 円滑かつ継続的に施設運営を行える人的資源を有しているか。
4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
(1) 事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。
(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。
(3) 自治会活動への支援や入居者の要望・意見等を汲みあげる体制の確保と関係機関との連携が図られているか。
(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

実施事業ごとの指定管理者候補者・選定理由

別紙3

施設名称	品川区立障害児者総合支援施設
------	----------------

実施事業	①福祉型児童発達支援センター ②訪問系サービス事業所	指定管理候補者	社会福祉法人ゆうゆう
		代表者	大原 裕介
		事業者所在地	北海道石狩郡当別町六軒町70番地18
		設立日	平成25年2月25日
		資産総額	3億1,084万円
選定理由			
<p>社会福祉法人ゆうゆうは、平成29年度より品川児童学園を運営しており、個別支援計画に基づき、利用児の特性に合わせた週毎の支援プログラムを、クラス毎だけではなく利用児個々についても作成している。また、OT・PT等専門職や嘱託医とも連携し、厚生労働省の児童発達ガイドラインに沿った療育が行われている。さらに、現在は仮施設での運営でありながらも、地元自治会や近隣の保育園との交流を続けており、地域に根差した施設運営に配慮されるものと認められる。</p>			

実施事業	障害者生活支援センター	指定管理候補者	社会福祉法人グロー
		代表者	北岡 賢剛
		事業者所在地	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837-2
		設立日	昭和42年4月1日
		資産総額	47億5,534万円
選定理由			
<p>社会福祉法人グローは、平成29年度より南品川にて相談支援事業所を運営しており、地域拠点相談支援センターの一つとして関係機関と連携しながら、利用者および家族のニーズをくみ取り、個々の特性に応じた支援を行っている。また、純資産比率は82.8%と財政基盤は健全性を保っており、職員の研修体系も整備され人材面でのバックアップも図られていることから、安定的な事業運営ができるものと認められる。</p>			

実施事業	①日中活動・短期入所系サービスセンター ②障害者地域活動支援センター	指定管理候補者	社会福祉法人愛成会
		代表者	井上 庸一
		事業者所在地	東京都中野区中野5-26-18
		設立日	昭和33年10月14日
		資産総額	11億3,147万円
選定理由			
<p>社会福祉法人愛成会は、中野区において障害福祉サービス事業所を複数運営しており、法人全体では7事業を実施している。当法人は昭和33年に設立され長年におたる運営実績を有し、純資産比率は82.0%と財務基盤の健全性を保っている。本施設においては、重度障害や行動障害の利用者個々の特性に応じた対応や、体験型居室を設けるなど、様々な利用者への対応が計画されており、生活介護や短期入所の運営実績に基づいた運営が行われるものと認められる。</p>			

品川区立障害児者総合支援施設

1. 施設の概要

- (1) 名称 品川区立障害児者総合支援施設
- (2) 所在地 品川区南品川3-7-7
- (3) 敷地面積 2,748.90 m²
- (4) 建築面積 1,489.15 m²
- (5) 延床面積 6,870.90 m²
- (6) 階数 地下1階 地上6階
- (7) 構造 鉄骨構造、一部鉄筋コンクリート構造

2. 実施事業

施設【運営法人】	主な事業
(1) 福祉型児童発達支援センター 【社会福祉法人ゆうゆう】	児童発達支援事業や障害児等に係る相談など (品川児童学園の機能と同様)
(2) 障害者生活支援センター 【社会福祉法人グロー】	障害者等からの相談対応、サービス等利用計画案の作成など (心身障害者福祉会館の一部機能と同様)
(3) 訪問系サービス事業所 【社会福祉法人ゆうゆう】	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
(4) 日中活動・短期入所系サービスセンター【社会福祉法人愛成会】	生活介護、就労継続支援B型、短期入所
(5) 障害者地域活動支援センター 【社会福祉法人愛成会】	障害者等の創作活動等の機会の提供 (心身障害者福祉会館の一部機能と同様)
(6) 多目的室【品川区】	多目的室1・2

3. 施設の位置づけ

「障害児の療育支援体制」「障害者の高齢化・重度化への支援体制」を強化するとともに、「障害児および障害者の地域生活支援拠点」としての機能を合わせもった、区の障害福祉の中核を担う多機能型施設とする。

4. 運営体制

- (1) 指定管理者との協定書締結について
区は、上記3法人と個別に協定書を締結し、各法人は指定管理者として各施設ごとに事業を運営する。
- (2) 指定管理者による管理・運営の範囲
指定管理者は、上記一覧表の(1)～(5)の各施設での事業運営のほか、各施設の建物管理も行う。なお、共用部分および全館に関わる設備等の建物総合管理は障害者福祉課が行う。

5. 経過および今後のスケジュール

平成 27 年	6 月	公募型プロポーザル審査会
	7 月	事業者の決定
平成 28 年	3 月	基本設計完了
	6 月	解体工事開始
平成 29 年	3 月	実施設計完了
	8 月	本体工事着工
	11 月	地中障害物発見
平成 30 年	2~3 月	地中障害物発見
	7 月	指定管理協定を各法人ごとに締結する旨決定
	10 月	工期延長の決定
	12 月	施設条例の議決
平成 31 年	1 月	指定管理者候補者選定委員会
	3 月	指定管理者の指定議決
	10 月	開設

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立障害児者総合支援施設
-------	----------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 ゆうゆう
所 在 地	北海道石狩郡当別町六軒町 70-18
設立年月日	平成 25 年 2 月 25 日
実施事業	〈第二種社会福祉事業〉 障害児通所支援事業等 16 事業
理 事 長	大原 裕介
資産の総額	3 億 1,084 万 8,939 円 (H30.3.31 現在)

2 指定管理者としての適格性について

(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

① 利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 保健センターを筆頭に、医療機関・保育園等の紹介により相談を受けつけている。また、送迎サービスを実施している。

② 利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 平成 29 年度から指定管理者として運営している品川児童学園においては、個別支援計画に基づき、各利用児の特性に合わせた週毎の支援プログラムを作成している。多様な療育技法を支援プログラムに取り入れているほか、OT、PT 等専門職や嘱託医とも連携して子どもの状態を把握し、療育プログラムに反映させるなど、質の高い療育が行われている。

③ 利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。

⇒ 親子遊び、地域の保育園との交流療育、運動会、コンサート等のイベントを年間通して実施している。

(2) 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 異常が見られた場合は、区へ速やかに報告し、区と連携し対応している。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ しながわエコリンクに基づき、省資源・省エネルギーに努めた運営が行われている。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 平成 25 年の設立以降、事業拡大を継続し、現在の組織は正職員 60 名、準職員 87 名である。現在 8 名で構成される理事会は、役員等報酬規程も公表され、安定的な経営体制が維持されている。

法人の財務状況は、最近の経常収支(活動増減差額)が、平成 29 年度に 35,644 千円、平成 28 年度に 20,142 千円のプラス(対サービス活動収益比は各々 6.2%、6.2%)、平成 29 年度のサービス活動収益 575,475 千円は前年の 322,547 千円から増加するなど、高い収益性と成長性を示している。貸借対照表上でも、30 年 3 月末の総資産(310,849 千円)が、前年(249,421 千円)より増加する一方で、設備資金借入金(52,769 千円)は前年(64,961 千円)より削減され、純資産比率(55.2%)も向上するなど、概ね健全性を保っている。

品川区では指定管理者として品川児童学園の運営を行っており、東京都福祉サービス第三者評価においても組織マネジメント体制含め概ね良好な評価を受けている。法人の経営基盤は十分に高いと認められる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 実現性のある収支計画である。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制を(研修体制を含む。)があるか。

⇒ 社会福祉法人ゆうゆうは、北海道で障害児通所支援事業所を複数運営しており、療育事業のノウハウを有している。また、平成 29 年度から品川児童学園の運営を行っており、旧運営法人から転籍した職員を軸にノウハウが継承されている。新規採用職員に対しても OJT,OFF-JT による手厚い人材育成が行われている。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。

⇒ 児童発達支援センターとして、専門職の配置による発達検査や、その後の経過観察・個別相談等、きめ細かな支援を提供しており、障害児者総合支援施設への移転後も継続・拡充される計画となっている。また、当施設では知的障害・発達障害の子どもに加え、肢体不自由の子どもの受け入れも想定している。移転を前に、今年度から肢体不自由児の受け入れを行っており、それに応じた支援技術の習得に努めている。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ ヒヤリハット報告が多数記録されており、職員の意識向上に役立っている。年度当初に施設内の危険個所を点検し、事故予防に努めている。また、年間防災計画を作成し、毎月の避難訓練や、伝言ダイヤルによる引取り訓練も実施し、非常時に適切な対応がとれるよう日頃から訓練している。

③家族会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 親子遊びや保護者との面談などを通じて、利用者家庭とのコミュニケーションを密にとっているほか、保健センター、区障害者福祉課、児相等、関係機関と連携して療育計画をたてている。また、園行事を自治会や近隣の保育所に案内し交流をはかっているほか、保育所との交流保育も実施している。

④苦情解決および個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 苦情窓口を設置し、速やかな対応・解決を図る体制を整備している。個人情報については、法令に遵守し対応できるよう整備が図られている。

11-12
13-14

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立障害児者総合支援施設
-------	----------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 グロー
所 在 地	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦 4837-2
設立年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
実 施 事 業	〈第一種社会福祉事業〉 養護老人ホーム、障害者支援施設等 7事業 〈第二種社会福祉事業〉 老人等短期入所、障害福祉サービス事業等 23事業
理 事 長	北岡 賢剛
資産の総額	47 億 5,534 万 4,185 円 (H30.3.31 現在)

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 現在は南品川の仮事業所で運営しており、主に大井・八潮地区の拠点相談支援センターとして、地域の事業所、関係機関、区と連携した相談支援を行っている。また、他の2拠点相談支援センターとも連携し、ケースの共有・引継ぎ等が円滑に実施されるよう努めている。

②利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 拠点相談支援事業所として、地域の障害者および家族のニーズをくみ取り、区や関係機関との緊密な連携のもと、個々に応じたサービス利用の提案等を行っている。

③利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。

⇒ 事業所内での事例学習等、品川区の障害福祉状況の把握とともに、相談員のスキルアップに努め、より適切な相談支援を提供できるようにしている。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 異常が見られた場合は、区へ速やかに報告し、区と連携し対応する。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ しながわエコリンクに基づき、省資源・省エネルギーに努めた運営が行われている。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 法人の財務状況について、経常収支(活動増減差額)が平成 28 年度は 31,636 千円のマイナスであったが、直近の平成 29 年度は 10,375 千円のプラスに改善(対サービス活動収益比は各々-1.2%、0.4%)され、30 年 3 月末の貸借対照表上では、総資産 4,755,344 千円に対して設備資金借入金 409,760 千円に留まり、純資産比率も 82.8%と高く、財政の健全性を保っている。

現法人の前身の一つ滋賀県社会福祉事業団の設立は昭和 42 年にさかのぼり、平成 26 年の合併以降、主に高齢者福祉と障害者福祉の分野で複数の事業を運営してきた実績をもつ。5 か年の行動計画書を策定して公表するなど、長期計画的な運営体制を構築し、現在 7 名で構成される理事会のガバナンスも維持され、法人の経営基盤は十分に高いと見られる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 安定した運営ができる無理のない収支計画となっている。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制を(研修体制を含む。)があるか。

⇒ 平成 29 年度より、南品川の仮事業所において相談支援事業を実施し、品川区の障害福祉の状況について理解を深めている。法人本部では、職層やニーズに応じた研修体系が整備されており、人材面においてもバックアップ体制が整っている。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自

立支援に向けた新たな課題への取組みや方向性を示しているか。

⇒ 障害児者総合支援施設に併設される他事業所を含め、関係機関や事業所と連携し、個々の利用者に応じた適切なサービス等利用計画の作成とモニタリングを実施することとしている。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ ヒヤリハット記録により職員の意識向上に努めているほか、法人で運営する他の相談支援事業所と意見交換を行い、事故防止に役立てている。また、自転車等の交通事故防止についても意識した計画となっている。

③家族会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 区内事業所を積極的に訪問し、ネットワーク構築に努めている。

④苦情解決および個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 苦情窓口を設置し、速やかな対応・解決を図る体制を整備している。個人情報については、法令に遵守し対応できるよう整備が図られている。

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立障害児者総合支援施設
-------	----------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 愛成会
所 在 地	東京都中野区中野 5-26-18
設立年月日	昭和 33 年 10 月 14 日
実 施 事 業	〈第一種社会福祉事業〉 障害者支援施設 3事業 〈第二種社会福祉事業〉 障害福祉サービス事業 4事業
理 事 長	井上 庸一
資産の総額	11 億 3,147 万 5,271 円 (H30.3.31 現在)

2 指定管理者としての適格性について

(1)利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

①利用者の平等な利用と利用のしやすさ(送迎体制、利用案内、サービスにつなげる体制等)が確保されているか。

⇒ 区内の相談支援事業所と連携し、計画相談に基づいた円滑なサービス利用体制が確保されている。また、生活介護事業利用者に対し送迎サービスを実施予定である。

②利用者の個別性(心身状況、障害内容等)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。

⇒ 当法人が運営する中野区の事業所では、カフェや手作り小物、野菜づくりなど、多彩な支援プログラムの実績がある。当施設においても、レストランカフェでの業務、館内清掃、軽作業、創作活動、スヌーズレン室での感覚刺激プログラム等、施設全体を使用した多彩な支援プログラムが計画されている。利用者の特性に応じた作業や活動を提供することができるよう考慮されている。

③利用者が年間を通じて参加できるプログラムの充実等、サービス向上に努めているか。

⇒ 法人が得意とする障害者の芸術・文化活動を軸として、地域交流も含

めた様々なプログラムが計画されている。

(2)公の施設の適切な維持および管理ならびに管理にかかわる経費の縮減を図るものであること。

①施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒ 異常が見られた場合は、区へ速やかに報告し、区と連携し対応する。

②管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒ しながわエコリンクに基づき、省資源・省エネルギーに努めた運営が行われるよう指導する。

(3)公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

①福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒ 法人設立は昭和33年まで遡り、長期に渡って堅実な法人運営がされている。法人の経常収支(活動増減差額)は、平成28年度が14,265千円、平成27年度が11,984千円のプラスである。サービス活動収益は平成28年度741,525千円で、平成22年(622,507千円)対比では年率平均3.0%で伸長し、安定的で堅実な経営状況を示している。平成29年3月末で11億円を超える総資産を有する一方で、設備資金借入金は157,872千円に留まり、純資産比率は78.8%となるなど健全な財務基盤を保っている。

品川区からはアール・ブリュット事業の受託実績を持ち、中野区で運営する「メイプルガーデン」「ふらっとなかの」は東京都福祉サービス第三者評価においても組織マネジメント体制含め概ね良好な評価を受けており、法人の経営基盤は高いと見られる。

②収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒ 開設当初は、給付費収入が少ないため、立上げ時から安定期までの支援を必要とする。

③福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制を(研修体制を含む。)があるか。

⇒ 中野区において、障害福祉サービス事業所を複数運営しており、人材育成のノウハウや研修体制が整備されている。人材についても、新規採用者に加え、既存事業所からの職員異動によって人員配置が計画されており、支援技術の継承が期待できる。

(4)公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

①事業計画は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、介護予防や自立支援に向けた新たな課題への取り組みや方向性を示しているか。

⇒ 生活介護事業については、重度障害や行動障害の利用者個々の特性に応じた対応が計画されている。また、短期入所においては、体験型居室を設けるなど様々な利用者を想定し、地域生活支援拠点としての役割が果たされるよう計画されている。

②事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒ リスク対策委員会を設置し、ヒヤリハット報告、事故事例報告のとりまとめや職員への事例周知を行う予定である。リスク分析から業務マニュアルへの落とし込み、事故防止の取り組みを計画している。

③家族会との懇談等を通じて要望・意見等を汲みあげる他、地域との交流事業の実施、関係機関との連携が図られているか。

⇒ 家族会を定期的に行い、日々の活動の様子等に関する情報提供を積極的に行うとしている。また、施設内に設置されるレストランカフェや多目的室を活用した地域との交流事業や、ボランティア・実習生の積極的に受け入れることを計画している。

④苦情解決および個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒ 苦情窓口を設置し、速やかな対応・解決を図る体制を整備している。個人情報については、法令に遵守し対応できるよう整備が図られている。